

## 631 買上償還代金の支払（国債代理店事務）

⇒ 元利金の送金請求・特殊事例620参照

## あらし

- 記名国債証券の買上償還は、「買上げを必要とする旨の証明書」が発行されている証券について、指定された支払場所において行う。
- 買上代金は、記名者その他正当に権利を行使できる者に対し、記名国債証券買上償還請求書に基づき、証券・買上代金領収証書（買上請求書の下部に付属している。）と引換えに支払う。
- 買上げの対象となる証券の国債名称・買上方法・買上価格・買上期間・買上対象地域（地域災害によるり災者を対象として買上げを行う場合に限る。）などは、必要のつど業務局から通知される。

\* 記名国債証券の買上償還は、現在、次に掲げる者が所有または管理する証券を対象に実施されている。

- 生活困窮者——生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。  
——生活保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長が認めたもの。

- 国債の記名者の破産管財人または国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人もしくは相続財産の管理人により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産または相続財産の処分を必要とすると認められるもの（以下「相続財産管理人等」という。）

- り災者 ——地震や台風などによるり災者。

\* 買上方法には、次のとおり全部買上と一部買上とがある。

- 全部買上………支払期日の到来していない賦札全部を買上げる方法。
- 一部買上………支払期日の到来していない賦札のうち一部のものを買上げる方法。

買上げる賦札は、支払期日順に連続した一定の枚数で、この枚数はあらかじめ業務局から通知される。

⇒ 買上げの対象となる証券については、「記名国債証券の買上価格等一覧」参照

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 買上償還の請求を受けたときは、業務局からの通知により、その証券が買上対象のものであることを確かめたうえで、自店備付けの記名国債証券印鑑票からその記名者分を抜き出す。</p> <p>○ 後記④の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、証券・買上請求書・買上証明書とともに提出させる。</p> <p>● 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、その相続財産管理人等の印鑑証明書も併せて提出させる。</p> <p style="margin-left: 40px;">* 備考欄に記載された相続財産管理人等が買上代金の受領権限を有することは、買上証明書の証明者が確認していることから、支払場所では受領権限を有することを確認するための必要書類(相続財産管理人の選任に関する家庭裁判所の審判書の謄本等)の徴求および確認作業は要しない。</p> <p style="margin-left: 40px;">* 相続財産管理人等が管理する記名国債証券を買上償還の対象として追加した際に、厚生労働省から各都道府県に対し、「相続財産管理人等が支払場所に買上償還を請求する場合には、本人確認書類として印鑑証明書を提出するよう指示する」旨の事務連絡を发出していることから、相続財産管理人からは原則として本人確認書類として印鑑証明書の提出を受けることになる。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       買上通知 例示参照     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><b>買上げる証券の形態など</b></p> <p>[全部買上] ● 証券の額面金額等を記載した部分に賦札をつけたままの形で提出させる。</p> <p style="margin-left: 40px;">● ついている賦札の枚数に関係なく証券1枚としてその額面金額をもって取扱う。</p> <p>[一部買上] ● 買上げの対象となる賦札がそれぞれ接続するような形で証券から切取って提出させる。(賦札1枚ごとに切離さない。)</p> <p style="margin-left: 40px;">● 接続する賦札1組を証券1枚として賦札券面金額の合計額をもって取扱う。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;"><b>〔記名者・法定代理人等以外の者による請求のとき〕</b></p> <p>○ 記名者または法定代理人等以外の者から買上償還の請求を受けたときは、その者が正当な受領権者であることを証明できる書類(例えば記名者が作成した買上償還の請求および買上代金の受領に関する委任状)を提出させる。</p>

この場合の買上請求書は、記名者の代理人から提出させる。

### 照会を要する事例

## ②証券・記名国債 証券買上償還請 求書・買上げを 必要とする旨の 証明書の内容点 検など

○ 被保佐人・被補助人として知っている者である記名者から請求を受けたときは、業務局国債業務企画担当部署へ照会し、その指示により取扱う。

○ 請求者から提出された証券・買上請求書・買上証明書について、次のことを確かめる。

買上請求書  
買上証明書  
記載例参照

### (証券)

● 真正で所要の要項を満たしているか

#### 要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣（平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣）の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照—証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」のすかしが入っている。〕

● 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

● 廃印・郵便局の日附印が押されていないか

⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法

● 支払期日の到来している賦札がついていないか

支払期日の到来している賦札は切取り、前記232により支払う。

● 買上げの対象となる賦札に欠けているものがないか

賦札が欠けているときは、滅紛失の手続きをとらせ、代証券の交付を受けさせたいえ、買上げの手続きをする。

⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

## (買上請求書・買上証明書)

- 買上証明書は所定の者が証明したものであるか

### 買上証明書の証明者

- 生活困窮者のとき一都道府県知事
- 相続財産管理人等のとき一都道府県知事
- 被災者のとき一その災害区域の市町村長など業務局がそのつど通知する者

- 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、備考欄に記載されたその者の氏名・住所が、①の受付時に提出を受けた相続財産管理人等の印鑑証明書に記載された氏名・住所と一致しているか

- 買上請求書・買上証明書の記載事項、証券の要項などがそれぞれ一致しているか

なお、買上証明書の記載事項に誤りがあるときは、証明者の訂正を受けさせたうえ、買上げの手続きをする。

- 買上請求書に記載の「買上げの対象となる賦札」・「買上償還代金」が業務局からの通知と一致しているか

- 買上請求書の買上代金領収証書欄に買上代金・領収年月日・請求者の氏名を記載、届出印を押させる。

なお、記名者または法定代理人以外の者による請求のときは、その者に記名・押印させる。

\* 賦札裏面への押印は不要。

## ③記名国債証券 印鑑票との照 合確認など

- 買上請求書・買上代金領収証書に記載・押印の証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。

- ①の受付時に提出を受けた相続財産管理人等の印鑑証明書は、これに記載・表示された氏名・印影が、買上代金領収証書に記載・押印された氏名・印影と一致していることを確かめたうえ、該当の買上代金領収証書に添付する。

- ①の受付時に提出を受けた委任状は、これに記載・押印された作成者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめたうえ、該当の買上代金領収証書に添付する。

## ④国債元利金支 払票の作成

- 受入れた証券・買上代金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。

- 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。

\* 支払票に代用する証票は、買上代金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支払票  
記載例参照

⑤支払

- 買上代金領収証書に記載の金額を支払う。
- 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。

⑥廃印の押なつ  
など

- 証券・印鑑票・買上代金領収証書（買上請求書欄と切離さない。）には、支払後直ちに
  - 証券については、全賦札表面の中央部に廃印を明りょうに押す。  
なお、全部買上のときは、証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所にも廃印を押す。  
⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ
  - 印鑑票については、該当支払期欄に斜線を引き、その最終支払期欄に「〇年〇月〇日買上償還」と記載し、取扱者が押印する。  
⇒ 全部買上のときの印鑑票の取扱は、231④参照
  - \* 一部買上のときの印鑑票は、自店備付けの印鑑票として引続き保管することとなる。
  - 買上代金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。

印鑑票などの  
記載例参照

⑦買上償還証券・  
買上代金領収証  
書などの送付

- 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上のときの印鑑票は、当日支払った他の証券類などと一緒に自行庫で定めた方法により、即日支払取まとめ店へ送付する。
  - \* 買上げの対象となる証券の印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）についても同印鑑票と一緒に取扱う。

⑧誤払補正

- 買上代金の相違その他の事由により補正を必要とするときは、前記250に定める補正方法に準じて取扱う。

**買上通知の例示**

業債第15号(例)  
平成12年4月28日

国債代理店  
御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の  
一部改正に関する件

今般、第十七回特別給付金国庫債券「い・ろ・は・に号」、第十八回特別給付金国庫債券「い号」および第六回特別弔慰金国庫債券「い号」について、特別買上償還の買上期間が一年間延長されることとなったことならびに第十七回特別給付金国庫債券「ほ号」および第七回特別弔慰金国庫債券「い号」が特別買上償還の対象として追加されたことに伴い、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

別紙

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

○ **630** 記名国債証券の買上償還 中、参考を次のとおり改める(全面改正)。

(参考)

記名国債証券の買上価格等一覧

1. 第十七回特別給付金国庫債券  
(買上対象) 生活困窮者  
(買上方法) 全部買上

は	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成18年10月31日渡しまで 12枚	895,900円
に	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成19年10月31日渡しまで 14枚	1,016,700円
ほ	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成21年10月31日渡しまで 18枚	1,237,900円

買上価格	買上期間
631,800円	平成11年11月1日から 平成12年4月28日まで
767,800円	
1,016,700円	
1,130,500円	
560,800円	平成12年5月1日から
700,800円	

2. 第十八回特別給付金国庫債券  
(買上対象) 生活困窮者  
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	900,000円	平成12年5月15日渡しから 平成18年5月15日渡しまで 7枚	502,500円	平成11年5月17日から 平成12年5月12日まで  (注) 15万円券について は、買上げの対象とし ない。
い	600,000円	同 上 7枚	335,000円	
い	450,000円	同 上 7枚	251,300円	
い	300,000円	同 上 7枚	167,500円	
い	900,000円	平成13年5月15日渡しから 平成18年5月15日渡しまで 6枚	442,600円	平成12年5月15日から 平成13年5月14日まで  (注) 15万円券について は、買上げの対象とし ない。
い	600,000円	同 上 6枚	295,100円	
い	450,000円	同 上 6枚	221,300円	
い	300,000円	同 上 6枚	147,600円	

3. 第六回特別弔慰金国庫債券  
(買上対象) 生活困窮者  
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	400,000円	平成12年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで 6枚	196,700円	平成11年6月15日から 平成12年6月14日まで
い	400,000円	平成13年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで 5枚	168,500円	平成12年6月15日から 平成13年6月14日まで

4. 第七回特別弔慰金国庫債券  
(買上対象) 生活困窮者  
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	240,000円	平成13年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで 5枚	168,500円	平成12年6月15日から 平成13年6月14日まで

買上証明書・買上請求書・印鑑票の記載例 — 全部買上するとき

生活困窮者または相続財産管理人等である場合の表示

第111号

第八回特別弔慰金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

次の第八回特別弔慰金国庫債券を買上償還する必要があることを証明する。

買上償還すべきものと認めた第八回特別弔慰金国庫債券				備考
記号	証券番号	記名者	償還金支払場所	
い	1234567	甲野 太郎	〇〇銀行〇〇支店	受領者 資格：相続財産管理人 氏名：乙山二郎 住所：〇〇市△△町1-1

平成18年8月15日

証 明 者

〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇

印

請求者が相続財産管理人等である場合には、備考欄に「受領者」の文言、請求者の資格（例えば、相続財産管理人）・氏名・住所が記載されている。

証券の要項・請求者の氏名・届出印（相続財産管理人等の場合は印鑑証明書の印影）・支払場所をそれぞれ照合する。

●買上証明書・買上請求書（買上代金領収証書）・印鑑票は証券に添えて送付する（買上げの対象となる証券の印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）についても同印鑑票と一緒に取扱う。）。ただし、一部買上するときの印鑑票は引続き国債代理店で保管する。

注1. 本書には届出の印を押すこと。  
注2. 本書は平成18年6月15日から平成19年6月14日までの間に償還金支払場所の窓口に出すこと。

買上請求事由  
該当欄を〇で押す  
① 特別分  
② 災害分  
災害の名称記入

第八回特別弔慰金国庫債券買上償還請求書

(償還金支払場所)

〇〇銀行〇〇支店 御中

届出印 (甲野)

住所 〇〇市〇〇町1-2-3

氏名 甲野太郎 (甲野)

日付 18.8.22

下記第八回特別弔慰金国庫債券の買上償還を請求します。

記号	証券番号	額面金額	附属賦札の状態	買上償還代金
い	1234567	400,000円	平成19年6月15日渡しから平成27年6月15日渡しまで 9枚	272,100円

(切り離さないこと)

買上代金領収証書

買上代金 ￥272,100

上記請求の買上代金を領収しました。

(領収日付) 18.8.22

支払済印 (甲野)

18.8.22 (償還金支払場所)

〇〇銀行〇〇支店 御中

氏名 甲野太郎 (甲野)

支払日付を表示する。

受領者が相続財産管理人等である場合には、その者の資格・氏名を記載のうえ押印させる。

証券の交付年月日等  
証券交付 18.6.9

第八回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住所	氏名	印鑑
〇〇銀行〇〇支店	〇〇市〇〇町1-2-3	甲野太郎	(甲野)

支払表示欄	平成18年6月15日渡し	平成20年6月15日渡し	平成22年6月15日渡し	平成24年6月15日渡し	平成26年6月15日渡し	記号
	18.6.15 (甲野)	/	/	/	/	/
	平成19年6月15日渡し	平成21年6月15日渡し	平成23年6月15日渡し	平成25年6月15日渡し	平成27年6月15日渡し	額面金額
	/	/	/	/	18.8.22 買上償還 (甲野)	40万円
						番号
						1234567

注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

共衆 667

請求者が相続財産管理人等である場合には、その者の住所・資格・氏名を記載のうえ押印させる。

支払日付・買上償還の旨を表示し、取扱者が押印する。

●日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し（「買上償還」と記載）、上記の表示に代えてよい。